



経理の窓 10月号

平成25年10月1日号

平成25年もあと3ヶ月になりました。酷暑に能率ダウンだった夏、これから迎える繁忙期。

PDCA「プラン、ドゥー、チェック、アクション」で、業務の効率化を図りたいと思います。

今月の税務

法人税 : 8月決算法人の確定申告と納付
個人 : 市・県民税の第3期分の納付

最高裁の判決を受けた非嫡出子の相続分の取扱い

最高裁判所が平成25年9月4日付けで、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法の規定を違憲とする決定を行いました。

国税庁はこの決定を受け、その趣旨を尊重して平成25年9月5日以後、申告又は処分により相続税額を確定する場合には、「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1」とする民法第900条第4号ただし書前段がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて相続税額を計算するとの取扱いを示しました。

この取扱いは、平成13年7月以後に開始された相続に限られます。

《留意事項》

1. 平成25年9月4日以前に相続税額が確定している場合

平成25年9月4日以前に、申告又は処分により相続税額が確定している場合には、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて相続税額の計算を行っていたとしても、相続税の更正は、できないこととされています。また、嫡出に関する規定を適用した相続分に基づいて、相続税の計算を行っていることのみでは、更正の請求の事由には当たりません。

2. 平成25年9月5日以後に相続税額が確定する場合

①平成25年9月4日以前に確定していた相続税額が異動する場合

イ 更正の請求又は修正申告の場合

平成25年9月4日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年9月5日以後に、相続人が財産の申告漏れ、評価誤り等の理由により、更正の請求書若しくは修正申告書を提出するときの相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、更正の請求又は修正申告に係る相続税額を計算します。

ロ 更正又は決定の場合

平成25年9月4日以前に、申告等により相続税額が確定している場合において、同年9月5日以後に、税務署長が財産の申告漏れ、評価誤り等の理由により更正又は決定を行うときの相続税額の計算に当たっては、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、更正又は決定に係る相続税額を計算します。

②平成25年9月5日以後に新たに相続税額が確定する場合

イ 期限内申告又は期限後申告の場合

平成25年9月5日以後に、相続税の期限内申告書又は期限後申告書を提出する場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて期限内申告又は期限後申告に係る相続額を計算します。

ロ 決定の場合

相続税の申告書を提出する義務がありと認められる相続人が、当該申告書を提出していなかったことが明らかになった場合には、嫡出に関する規定がないものとして民法第900条第4号の規定を適用した相続分に基づいて、決定に係る相続額を計算します。

この取扱いの詳細は、国税庁のホームページに掲載されています。

http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h25/saikosai_20130904/index.htm

